

第39回

スポーツシーンの
個人WWWサイト中継をめぐる考察

読者のみなさん、お久しぶりです。モールの運営に関する回答以来の登場となる高崎玄太郎です。

今年の3月頃に、長野オリンピックの際に、WWW上に開設されたオリンピック選手に関連するホームページへのアクセス数累計がIBMの広告に掲載されていましたが、その数を見て、世界におけるインターネットの普及を再認識させられました。

ところで、今年の3月14日から22日にかけて行われたラグビー日本代表スコッドのオーストラリア遠征でのACT(豪州首都圏代表) Bチームとの試合は、スコア(29-31、33-26)をみる限りでは、ワールドカップに向けての日本代表の再生を物語る素晴らしい試合だったのではないかと考えています。残念ながら、私の知る限りでは地上波テレビでの中継はなかったようで、このような試合を、視聴率を度外視できるWWW上で映像として見ることができればよいのになあと、切実に感じました。

近い将来、インターネットテレビなどの発達によりWWWで、このようなテレビで中継されていないスポーツの実況情報や実況放送に近い映像が公開されるようになるのではないのでしょうか。

今月は、WWWとスポーツの試合に関する相談を取り上げてみます。

Q.

私は、サッカーが大変好きで、年に何度かヨーロッパや南米に試合を見に行くことがあります。昨年12月にフランスワールドカップの組み合わせ抽選のときにマルセイユで行われた世界選抜の試合も見に行きました。私は、試合中はずっと中田選手の動きを追っていたのですが、テレビ中継では映らない部分の中田選手の動きを記事にして、現場の写真を交えて、試合経過とともにリアルタイムで自分のホームページに掲載することはできるのでしょうか。

A.

なかなか熱心なサッカーファンからの相談

です。

ご質問の点は、現時点で、日本においてはそれほど問題とされていないように思われますが、実は突き詰めて考えると、いろいろと難しい問題が含まれているテーマです。

何か問題があるとすれば、試合の主催者および選手との関連であると推測されますから、まず、試合自体に関して主催者および選手の有する権利を検討し、その後、問題点や方針を検討してみます。

1.主催者の権利

まず、サッカーの試合に関連して、その試合の主催者(以下、「主催者」という)がどのような法的権利を有しているのかを検討してみましょう。いきなり法的権利を検討するというのも多少わかりづらいと思われることから、まず、主催者が試合によりどのような経済的利益を得ているのかを検討し、次に、その経済的利益と関連する法的権利は何かという手順で検討します。

1.1 入場料および放映権の対価とその背景となる法的権利

主催者は、試合会場では実際に試合を見に来た観客から入場料を徴収しています。また、試合のテレビ中継が行われる場合には、テレビ局からテレビ中継の許諾の対価を徴収しているでしょう。

これらの主催者が得ている収入は、果たしていかなる法的権利を背景とする収入でしょうか。

1.1.1 小説家の印税収入とその背景となる法的権利

理解の便宜のため、小説家の場合と比較してみましょう。

小説家の収入としては、小説が売れたことによる印税収入が考えられます。作者が創作した小説を読みたいと思う人が大勢いて出版された小説の単行本を購入することが、小説家が印税収入を得る背景です。主催者も、試合を見たいと思う人が大勢いるからこそ、

会場まで試合を見に来る観客から入場料という形で対価を徴収することができ、また、テレビ中継を許諾するという形で、会場まで来ることができない人からいわば間接的に対価を徴収できるわけですから、収入を得る背景は、小説家と共通しているといつてよいでしょう。

では、主催者と小説家は、収入の背景となっている権利まで共通といえるのでしょうか。

小説家が印税収入を得る背景となっている権利は、当該小説に対する著作権です。著作権法上、「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と規定されています（著作権法第2条第1項第1号）。小説は、作者の思想又は感情を創作的に表現したものであり、文芸の範囲に属するものですから、著作物です（著作権法第10条第1項第1号）。したがって、小説家には著作物たる当該小説に対する著作者人格権および著作権を有することになります（著作権法第17条）。当該小説に対する著作権を有する小説家は、許諾を得ずに当該著作物を利用（典型的には、出版）した者に対しては、差止請求（著作権法第112条）や不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条）をすることができます（排他的権利の行使）。この排他的権利行使の裏付けがあるからこそ、出版社は、小説を単行本として出版する際に、小説家の出版許諾を得て、小説家に対して、その対価である印税を支払うわけですが、出版社は、勝手に小説を出版しても小説家から何の請求も受けないこととなりますから、小説家の許諾を得る必要はなく、当然、小説家に対して、印税も支払わないこととなります【10】。

1.1.2 主催者の有する権利は著作権か

では、主催者の場合はどうでしょうか。

結論からいいますと、私個人は、スポーツの試合は著作物には該当せず、主催者は試合自体に対する著作権を有しないと考えます。試合全体は局面によっては、選手の独創性や

監督の思想を体現したものといえなくはありませんが、映画や舞台演劇などと比較するとよく理解できるように、ゲームの流れや局面は偶然が支配する要素が極めて大きく、全体として「思想または感情を創作的に表現したもの」とまではいいきれません。スポーツの試合は『筋書きのない』ドラマである、という表現が、それを雄弁に物語っているのではないのでしょうか。本稿では、以下、スポーツの試合は著作物ではないものとして論をすすめます。

1.1.3 主催者が試合に関して有する法的権利

では、主催者の入場料やテレビ中継の対価の背景となっているのはいかなる法的権利なのでしょう。

これは、試合を観戦することができる場所の管理権です。もし、試合会場が何の障壁もないだっ広い野原にある場合、主催者は試合を見た人間がいるからといって必ずしも対価を請求することはできないでしょう。主催者が観客から観戦の対価を徴収しようと思えば、試合会場の周辺にロープを張るか、大きな天幕で覆ってしまい、その一定エリアに入る代償として入場料を徴収するはずですが、この場合、あくまでも、主催者は自分が管理権を有する一定のエリア（エリアは当然試合の観戦に適したところになります）に入ることの対価として入場料を徴収していることとなります。

例えば、秩父宮ラグビー場のすぐそばにグラウンドを見下ろす形で大きなビルが建っています。このビルから、そこで働いている人がたまたま秩父宮ラグビー場の社会人ラグビーの試合を観戦したとしても、主催者が、観戦した人に対し、観戦の対価を請求することは、法律的には極めて困難でしょう。あえて構成するとすれば、入場料相当額の不当利得返還請求（民法第708条）ということになる

でしょうが、個人がたまたま観戦したに過ぎないような場合には、裁判でこの請求が認められる可能性は極めて低いでしょう。

このことから、主催者が、観客から純粋に試合を見ること自体に対する対価を徴収しているのではないことが理解できるといえます【10】。

2. 主催者に無断で試合を中継もしくは他人に観戦させることにより対価を徴収した者に対する主催者の請求について

もし、前述のビルの管理者が、大々的にラグビー観戦希望者を募集し、対価を徴収して試合を観戦させた場合は、どうなるのでしょうか。

これは、試合会場が見えることを利用して、当該試合を不特定多数の人間に観戦させることにより対価を徴収した場合の問題ですから、テレビ局が、主催者に放映権の対価を支払うことなく無断で遠くのビルの屋上から超望遠レンズで競技場を映し、スポンサーをつけてその映像をテレビで放映した場合（以下、「無断中継」とします）とパラレルに考えることができます。より典型的な後者の場合、主催者は、無断中継をしたテレビ局に対して、どういう請求ができるかを考えてみましょう。

このような事案が、国内で裁判で問題になった例は見あたりません。

私個人の見解としては、

- a. 試合のテレビ放映権が現実には相当高額な価額で売買されており、主催者の既得権として社会的に認知されていること、および
- b. 高性能のテレビカメラを使った場合、無断で中継している者は、対価を払って中継している者と同等もしくは極めて同等に近い映像を放映することができること

から、主催者は、無断中継を行った者に対

【10】 もっとも、事実上は、たとえ小説家が排他的権利を行使しない場合であっても、出版社が小説家に対して多少なりとも対価を支払うことが多いでしょう。このことから、対価には、排他的権利の行使をしないことに対する対価という性格だけではなく、著作者が行った著作物を創作するというサービスに対する対価という性格も含まれているといえます。

【10】 議論全体について、田村善之『機能的知的財産法の理論』pp7-10（信山社、1996年）を参照。

して放映権の対価相当額の不当利得返還請求（民法第708条）若しくは、不法行為に基づく放映権の対価相当額の損害賠償請求（民法第709条）が可能ではないかと考えます。

参考までに、個人がたまたまビルの窓から試合を見ることができたような場合は、基本的には「たまたま」試合を見ることができるような場所から実際に試合を見たとしても、グラウンドまでの距離や臨場感を考えると、正規の観客席から試合を見ることができなると考えられますから、そのような行為は、不当利得にもならず、不法行為も構成しないと考えます。

3. 選手の権利

次の選手の権利について検討してみます。

まず、主催者の場合と同様に、現実に選手が収入を得ている構造を検討してみましょう。

3.1 選手の経済的利益

試合に出場している選手は、所属クラブとの選手契約を締結することやスポンサーとの用具などの使用契約により、所属クラブやスポンサーとなる企業から報酬を受け取っています。

試合に出場することにより選手が得る報酬（試合に勝ったことによるボーナスや出場給など）は、基本的にはすべて所属するクラブを通じて得られるもので、主催者と異なり、選手は試合そのものから直接収入を得るわけではありません。

したがって、選手は、試合そのものから直接収入を得る背景となる権利は有していないといえるでしょう。

3.2 選手の肖像権

選手は「みだりに自己の容貌や姿態を撮影され、撮影された肖像写真を公表されない人格的な権利」である「肖像権」を有しています（東京高判平成5年11月24日（一審東京地判平成5年5月25日）判例時報1491号99頁）。

直接経済的利益と結びついているわけではありませんが（スポンサーとの関係では「直

接」に近いものといえるかもしれませんが）試合がテレビで放映された場合、当然選手がプレーしている姿も映像として公開されることになりますから、無断中継の場合の選手の法的問題を考える前提として、試合の報道と選手の肖像権の関係を検討してみましょう。

3.3 選手の肖像権と報道

プロサッカー選手は、その職業自体の性格から、サッカー選手としてプレイしている範囲においては公的存在であると考えられ、公衆が関心を持つであろう相当な範囲において写真の撮影および公表を承諾していると考えられます（東京地判平成5年5月25日判例時報1491号102頁参照）。したがって、報道機関がサッカーの試合中に選手を撮影し、その写真を報道という形で公開する場合、選手の肖像権がその範囲内で制限されているものと考えられます。したがって、通常の報道の場合に選手の肖像権が問題になることはないでしょう。

では、無断中継の場合はどうでしょうか。

結論からいいますと、この場合でも、選手が、無断中継を行ったテレビ局に対し、肖像権に基づく何らかの請求を行うことは非常に難しいでしょう。

なぜなら、前述のように、無断中継であっても、報道であることには変わりなく、単に主催者に正当な対価を支払っていないというにすぎないからです（このことは、主催者が試合の取材を禁止した報道機関の人間が、隠し撮りにより撮影した写真を使って試合の報道を行った場合とパラレルに考えられると思います）。選手の肖像権が、選手が公的存在であることに由来する一定の制限を受けるという解釈をとる以上は、報道が無断であるか否かを問わず、選手の肖像権に基づく請求はできないという結論にならざるを得ません。

3.4 報道と個人の肖像権に関する裁判例

報道と個人の肖像権が問題とされた裁判例は、写真週刊誌による私生活上の写真の公開が、個人の肖像権およびプライバシー権の侵害にあたるかという例がほとんどです（東

京地判昭和62年2月27日判例時報1242号76頁、東京高判平成2年7月24日判例時報1356号90頁、東京高判平成5年11月24日前掲等参照）。公的立場の人間が公的活動をしている限り、肖像権が問題とされたケースはありません。

4. 個人がWWWにおいて、試合の実況を行うことについて

1および3において検討した主催者及び選手の権利を前提に、個人がWWWにおいて試合の実況を行うことについて、問題があるかどうかを検討してみます。

日本においては、参考になる裁判例は見あたりませんが、アメリカにおいて、モトローラがNBAのバスケットの試合の実況を文字で配信するサービスを行った事案に関する裁判例（第二巡回区連邦控訴裁判所1997年1月30日判決、以下、「NBA対モトローラ事件」という）がありますので、この裁判例を参考に問題点を検討してみましょう。

4.1 NBA対モトローラ事件 [⑥]

4.1.1 事案の概要

1) モトローラ社は、Sports Trax というページャー（ポケベル）を販売しており、STATS社（Sports Team Analysis and Tracking System, Inc.）は、ページャーに送信されるNBAの試合の情報を提供している。

2) STATS社は、レポーターにテレビやラジオから得た試合の得点の変化やその他の情報（シュートの成否、ファウル、時間の経過等）をパソコンで打ち込ませ、STATS社のホストコンピュータに送信させ、そこでデータの集積、分析、整理を行う。

3) STATS社は、この情報を、通信業者衛星FMラジオネットワーク Sports Trax ページャーと送信する。

4) ページャーでは、4種類のモードがあるが、そのうち「現況」モードでNBAの進行中のゲームの情報が表示される（チーム、得点の変化、ボールを持っているチーム、フリースト

一の状況にあるか否か、クォーター、クォーターの残り時間など)。

4.1.2 控訴裁判所の判断

この事案では、原被告からさまざまな主張が提出されましたが、控訴裁判所は、NBAの差止請求などを棄却する判断をしました。紙面の都合上、本稿と関連がある範囲で重要な点のみを紹介いたします。

1) バスケットの試合が著作権の対象となるかスポーツの催しは、

- (1) 米国著作権法第102条(a)に列挙されているカテゴリーに含まれない
 - (2) 試合に向けて準備はなされるが、創作されるものではない、および
 - (3) 演劇などと異なり、台本がなく競い合うものであること
- から、米国著作権法第102条(a)における著作物に該当しない。

2) NBAの試合の放送への著作権侵害

NBAの試合の録音・録画された放送は著作権で保護される。しかし、モトローラ社は放送から事実のみを表現したものであり、放送の内容である試合の表現や描写を再生したわけではないから、NBAの試合の放送への著作権を侵害していない。

4.2 本件相談の検討

4.2.1 主催者との関係

4.1.2のとおり、スポーツの試合は著作権の対象にならないと判断されます。

したがって、主催者との関連では、特に観戦に際して規制がなされていない場合には、WWW上で文字を使って試合の実況中継を行うことは、特に問題となることはないでしょう。ただし、一般にコンサート会場へのビデオや録音機器の持ち込みが禁止されているように、試合の主催者が、観客に対し、試合会場へのコンピュータ機器を持ち込むことを禁じていたり、観客がWWWにおいて実況中継を行うことを禁止する条件を付していた場

【③】事件の詳細については、<http://www.bekkoame.or.jp/softic/>

財団法人ソフトウェア情報センター調査研究部杉山淑枝氏のレポートを参照。

【④】東京高判平成3年9月26日判例時報1400号3頁(おニャン子クラブ事件)、東京地決昭和61年10月9日判例タイムズ617号184頁(中森明菜事件)。

合は、一応、主催者が、コンピュータ機器を用いて試合の実況中継を行っている観客に対して、当該実況の中止を求める根拠にはなりうると考えられます。ここで「一応」という表現を用いたのは、日本の裁判所でそのような規制の有効性が真正面から問題となったような場合、観客席の個人が試合の状況を文字で表現してWWW上で流したとしても全くテレビの視聴率に影響はなく、事後的に個人がWWW上で試合の感想文を掲載したのと変わりがないといえることから、裁判所が民法第1条第2項に基づきそのような規制を無効と判断する可能性、もしくは、主催者には損害が生じていないと判断する可能性が高いと考えるからです。

現状では、試合会場で主催者によるそのような規制はされていませんから、特に問題にはならないでしょう。

4.2.2 選手との関係

4.2.2.1 選手の肖像権との関係

次に、選手との関係では、前述のように、選手の肖像権は、試合中の写真撮影に関しては制限されていると解されますから、WWW上で閲覧者から対価を徴収することなく試合中の写真を公開することは問題ないと考えます。

4.2.2.2 選手のパブリシティ権との関係

WWWの私的なホームページを閲覧する第三者から閲覧の対価を徴収する場合、事実上、選手の写真が客寄せの看板として機能しているような場合には、芸能人のプロマイドなどを無許諾で販売した事案と同様に、選手の肖像権ないしパブリシティ権に基づく差止請求や不法行為に基づく損害賠償請求が認められる可能性があります【⑤】。

4.2.2.3 試合中の選手の肖像の商業的独占利用契約がある場合

選手と試合の主催者ないしクラブとの間で、試合中の選手の肖像を商業的に独占利用することを許諾する旨の契約がなされている場合には、クラブないし主催者から利用差止請求などの法的請求を受ける可能性があります。

結論

だいたいの目安としては、有料無料を問わず、文字だけで実況を行うのであれば、あまり問題はありませぬ。

写真を使用する場合、中田選手のグラウンド全体の中でのポジショニングがわかる写真(顔が豆粒大の、矢印を付さないとそのプレーヤーが誰なのか判断できないような、グラウンド半面程度のエリアを撮影した写真)であれば、無料であればあまり問題はありませぬ。有料であっても、事実上問題となる可能性は低いでしょう。

中田選手の顧客誘引力を有する写真(Ex. 顔のアップや全身像)を使用することは、有料無料を問わずお勧めできません。

ご相談の趣旨からすると、中田選手のグラウンド全体の中でのポジショニングがわかる写真で十分目的が達成できると考えられますから、文字とそのような写真を使って、玄人受けするホームページとされることをお勧めします。

e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp